

JSDA 会報



2006年・初夏号

CONTENTS

特集1 3-7
 平成18年度 定時総会開催される
 特別寄稿 2
 株式会社日本設計 情報・技術センター
 シニア・エキスパート情報室長 富松 太基
スポットライト 8-11
 「危害防止装置に関するQ&A集」
 (会員向け資料)を作成
NEWS 2
 ・第12回・13回 防火シャッター・ドア検査員
 資格講習会を開催
 ・「防犯に配慮した共同住宅」にCP商品の
 設置が明記
新会員紹介 13
シリーズ 12
 第4回 評価方法共有化の時代
 ・東京大学大学院環境学専攻
 助教授 清家 剛
データ 13



(上)定時総会
 (左中)定例記者会見
 (右中)懇親会
 (右下)札幌で行われた防火シャッター・ドア
 検査員資格講習会

見せるデザイン・ 見せないデザイン

建築デザイナーにとって、シャッターは常に厄介なモノとなる傾向にある。特に防火規定によって、防火区画が必要となると、今まで設計上、何もなかったところに設置せざるを得なくなる。もともと予想していなかったところに設置するのであるから、どうしても無理が生じる。また常日頃その姿が見えないのであるから、火災時などで閉まるときにはあわてる人が出るのとは仕方ないことかも知れない。このことから閉鎖時の危害防止の工夫がいろいろなされて、法的規制の導入にまでなっている。しかしこれだけでこと足りるのだろうか。

シャッターの存在を積極的に「見せるデザイン」はないのだろうか。シャッターの脇に防火ドア（避難扉）がある場合はどうだろうか。シャッターケースをガラス張りにして機構を見せてしまったらどうか（自動ドアなどでは見られるようになった）。結構いろいろありそうである。また商業施設の吹抜け・エスカレーターまわりなどでガラスと併用で危害防止とシャッターの存在を感じさせるものもある。いずれにせよ、美しく見せるためには設計者のデザイン力が必要となる。

株式会社日本設計 情報・技術センター
シニア・エキスパート情報室長
富松 太基



またシャッターのポストがよく課題になる。邪魔になると感じて鏡面仕上げにすることがあるが、もってのほかである。存在感がなくなると、誤ってぶつかり怪我をすることになる。むしろサインボードなどと兼用してうまく納めるようにしたいものである。「見せないデザイン」も大切である。筆者は耐火クロス製スクリーンの開発などに関与して、幅の制限を大きくすることができた。それまで目だっていたポストがなくなった。またポストレスという形で、ポストを天井裏に収納するものも目にしてきた。これらはメーカーの努力と性能規定化の法整備が実ったものであろう。もちろん降下時の安全確保の手段は不可欠である。目や耳の悪い人もいるわけで警報や注意報を出す手段に工夫が必要である。

安全という分野は非常に幅が広いし、高齢社会やバリアフリーの進展などで、予想もしなかった人々が建築を利用するようになってきている。「見える」ということの意味も様々であり、デザイナーは注意を払うことはもちろん、メーカーやビル管理者などとの協働体制が大切だと思っている。

NEWS

第12回・13回防火シャッター・ドア 検査員資格講習会を開催

防火シャッター・ドア検査員の資格認定のための講習会が、2日間ずつ2回に分けて北海道で開催された。

カリキュラムは、1日目が建築法規、防火シャッターとドアの種類と構造、安全衛生等についての講義と実技。2日目は防火シャッターとドアの維持管理、検査作業、事前確認事項など、実際の検査点検に必要な作業に関する講習で、4日間で計107名が受講した。



第12回・13回

日時：平成18年6月20日～23日

場所：北海道自治労会館

受講者数：107名(第12回60名、第13回47名)

「防犯に配慮した共同住宅」に C P商品の設置が明記

さる4月20日、これまでの官民合同会議等における取り組みや近年の防犯設備の普及状況等を踏まえて、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」と「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の改正が、警察庁と国土交通省よりそれぞれ発表され、共同住宅における防犯対策として、防犯性能の高い建物部品の設置が明記された。

主な改正点は、以下の3点。

エレベーター内の防犯カメラ設置

玄関扉や窓の防犯対策として防犯性能の高い建物部品を使用

屋外照明に関する周辺部への配慮

平成 18 年度 定時総会開催される

さる 5 月 29 日(月)午後、東京・港区の赤坂プリンスホテルにおいて、(社)日本シャッター・ドア協会の平成 18 年度定時総会及び定例理事会が開催された。

また、その後、日刊紙、専門紙誌を招いての記者会見が行われ、夕刻からは、恒例となっている各界のゲストと会員が集う懇親会が開催された。



第 42 回 定時総会

当日は、15 時より、赤坂プリンスホテル別館 3F「梓」にて、会長、副会長、理事、監事全員出席の下、『第 329 回定例理事会』が開催され、引き続き『第 42 回定時総会』が開催された。また、新年度に切り替わって初めてとなる『第 330 回定例理事会』が開かれ、理事、監事が選任された。

定時総会の議事としては、

- 第 1 号議案 平成 17 年度事業報告承認の件
- 第 2 号議案 平成 17 年度収支決算承認の件
- 第 3 号議案 平成 18 年度事業計画(案)承認の件
- 第 4 号議案 平成 18 年度収支予算(案)承認の件
- 第 5 号議案 役員選任の件
- 第 6 号議案 新会費承認の件

以上 6 議案が審議され、それぞれ原案どおり承認された。

平成 17 年度事業報告では、協会事業として、防火・防煙対策、製品事故等の安全対策、防犯対策事業の推進、ドアブランドを確立するためのメーカー表示の実施、さらに東西支部が設置されたこと等が推進事業として報告された。

この他、昨年末の建築基準法施行令の改正により、防火設備の安全確保を目的とする「危害防止機構装置」の設置が義務付けられ、その対策、普及推進を行ったことも併せて報告された。

会務報告としては、昨年度開催された会議、委員会等の日程と審議項目を列記、協会活動の内容が記されている。

平成 18 年度事業計画については、6 ページに別掲した。また、選任された役員の一覧を 7 ページに掲載した。

関係紙・誌記者を招き定例記者会見

5月29日16時30分より、赤坂プリンスホテル別館「ローズルーム」において、日刊紙、専門紙誌27社30名を集めて、定例の記者会見を行った。

会見には理事会において再任された岩部会長、高山副会長、東田副会長、野村専務理事、後藤理事が出席し、冒頭、岩部会長は「会員数は、鋼材値上げの影響からドア関連企業の退会等によって昨年より減少したが、先程の理事会で新たに1社の入会が承認され、186社となった」と近況に触れた後、新年度の事業計画について、今年度も「安心・安全の施策」を最重要テーマとして取り組むとして、次のとおり骨子を説明した。

「1つ目は、昨年の12月1日より建築基準法施行令が改正され、全ての防火シャッターに「危害防止装置」の設置が義務化された。当協会は、ユーザーに対して会員企業の全てが対応できるよう、同装置の供給体制づくりを行ってきた。

2つ目は、シャッターの安全性を維持するためには、取り付けた後の保守点検の実施が重要である。経年変化による劣化等もあることから、保守点検の法制化に向けた普及促進について、国土交通省に対して働きかけているところである。

3つ目は、保守点検の体制整備で、現在、防火シャッターとドアの保守点検資格者は、「保守点検専門技術者」と「検査員」で構成されている。ただし、消防設備士の資格を持った防災業者の皆さんは、感知器と連動して作動す

る防火シャッターやドアについて十分な知識を持っていないことが多い。最近、そういった方から認定講習会に参画する動きが増加してきている。保守点検の法制化のためには実際に対応できる体制が必要であり、それに呼応した動きと見ている」

続いて野村専務理事から事業計画の詳細および補足説明が行われた後、質疑応答に入った。

記者からは、点検法制化に向けた進捗状況をはじめ、昨年来、関心の高い鋼材値上げの影響について質問があり、高山副会長は「会員企業各社が企業の存続をかけたできうる限りの努力を行うことが必要となる」。さらに東田副会長は「ドアメーカー各社の経営問題が深刻化する中、適正な価格を維持していくために我々の立場を理解してもらう活動をPRしていく必要がある」と見解を述べた。

質疑応答の後、会見は約50分で終了した。



会見を行う岩部会長（中央）

平成 18 年度表彰

平成 18 年度表彰者は、優秀施工者国土交通大臣顕彰者として3名、日本シャッター・ドア協会委員会委員表彰として6名の方が対象となった。

平成 18 年度優秀施工者国土交通大臣顕彰者表彰

テクノ・ナミケン(株)	太田 順一 氏
田中サッシュ工業(株)	大谷 三好 氏
三和シャッター工業(株)	川口 哲也 氏

平成 18 年度

日本シャッター・ドア協会委員会委員表彰

東洋シャッター(株)	山口 寿久 氏（工事委員会、講習委員会）
小俣シャッター工業(株)	高山 孝雄 氏（業務委員会）
東洋シャッター(株)	濱 初喜 氏（人事労務委員会）
金剛産業(株)	田中 信広 氏（業務委員会）
三和シャッター工業(株)	足立 健 氏（広報委員会）
文化シャッター(株)	小林 保 氏（広報委員会）



岩部会長から表彰者に表彰状と記念品が手渡される

平成18年度定時総会懇親会が開催される

5月29日、赤坂プリンスホテル・五色「新緑」において多くの来賓と会員約240名が集い、恒例の定時総会懇親会が盛大に催された。

大川事務局長の司会により開会が宣言され、平将明衆議院議員の来賓あいさつに続き、岩部会長より定時総会で新年度事業計画が承認された旨の報告と、業界の現状を交えたあいさつがあった。

続いて、太田昭宏・衆議院議員、和泉洋人・国土交通大臣官房審議官、菅義偉・衆議院議員、田中和徳・衆議院議員よりそれぞれ来賓のあいさつをいただいた。

その後表彰が行われ、「優秀施工者国土交通大臣顕彰者表彰」として3名、「当協会委員会表彰」として6名に対して、岩部会長より表彰状と記念品が一人ひとりに手渡された。

表彰式に続き、日本ロック工業会会長の和氣正雄氏による乾杯を合図に歓談に移り、今年も多数の出席者が集う会場内で交歓の輪が広がっていった。

開会からおよそ1時間20分が経過した18時50分に中締めが行われた。

中締めは、東田誠之副会長のあいさつ、三本締めで和やかな雰囲気の中、懇親会はお開きとなった。



懇親会の様子



会長あいさつ



太田昭宏・衆議院議員



田中和徳・衆議院議員



菅義偉・衆議院議員



平将明・衆議院議員



和泉洋人・国交省審議官



乾杯・和氣正雄
日本ロック工業会会長

平成 18 年度 事業計画

はじめに

シャッター及びドアには、建築物の主要な部位として防火・防煙の性能を持つとともに、近年は防犯の性能をも向上させることが求められています。また設備としての操作に関して、保守点検が管理上不可欠になっています。

当協会は、シャッター及びドアを中心とした建築物の防火設備の健全な普及と管理を通じて建築技術の向上に貢献してきました。

現在わが国は、建築活動の量的な拡大に限界が見られること、いわゆる BRICs など新成長国の発展に伴う原材料の需給が逼迫傾向にあることなどから、当協会会員がシャッター及びドアの健全な生産体制を維持するには相当の努力が必要になっています。加えて、わが国経済の変動の中で既存の建築物の管理の合理化が進み、ややもするとこれまでに会員が提供してきたシャッター及びドアは大半が十分な保守点検が実施されないまま経過していると思われれます。以上に加え、当協会の存立根拠であった民法第 34 条以下の公益法人制度について、今国会においてその抜本的改革としての法律が成立し、平成 20 年度からは具体的な適用が開始されようとしています。

以上のような環境の下、将来にわたり社会への貢献を継続していくため、平成 18 年度においては、

- ア) シャッター及びドアの製造、施工の標準化及び定期点検制度の普及促進
- イ) シャッター及びドアについてユーザー（建築主及び利用者）のニーズへの対応
- ウ) 会員及び協会の業務に対するより良い社会的評価の確立

を以下の事業の中に位置づけて実施します。

事業の計画

1. 調査研究事業

会員及び会員外の専門家の協力による委員会を設け、次の調査研究を行います。

- ・シャッター、ドアの性能情報の収集
- ・軽量ドア及び高速シートシャッターの技術標準の策定
- ・防犯性能に対応したシャッター、ドアの技術標準の策定
- ・重量シャッター及びオーバーヘッドドアの技術標準の改正

- ・シャッター、ドアの基準のガイドライン策定
- ・鋼製ドアの品質基準の策定
- ・防火・防煙ドアの技術基準及び点検基準の改定
- ・シャッター、ドアの耐用年数と品質保証に関する検討
- ・シャッター、ドアに関する用語の標準化

2. 評定登録事業

協会が定めた規格、仕様等の基準に即した製造方法を認定または評定し、必要な登録を行います。

- ・協会が国土交通大臣から取得した防火・防煙製品の普及のための製造方法の認定等
- ・社団法人日本火災報知機工業会と提携して行う連動機構・装置等の自主評定
- ・防犯性能の高いシャッター、ドア等の評定

3. 教育研修事業

シャッター、ドアにかかる技術者等の資質の向上のため、次の講習または研修を行い、必要な登録等を行います。また、下記のほか時宜に応じて、理事会の承認を経て会員の研修を行います。

- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者講習
- ・契約適正化研修

4. 情報提供ならびに普及事業

シャッター、ドアにかかる製造、施工、点検、管理及び利用にかかる関係者の理解を深めて、シャッター、ドアの安全かつ適切な普及を図ります。特に、平成 17 年度施行の建築基準法の危害防止基準及び平成 18 年度施行の住宅の品質確保等の促進に関する法律の防犯性能基準に関して早急な普及を図ります。

- ・インターネット上に設けたサイトによる諸情報の提供
- ・会員及び関係者を対象とした会報の発行
- ・シャッター、ドアにかかる制度、基準等のパンフレットの発行
- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者に関する情報提供
- ・シャッター、ドアにかかる技術基準、性能値情報、契約モデル等の資料またはこれらを集約した図書の頒布

5. 共同事業及び受託事業

従来から実施している下記の関係団体との共同負担による事業及び他団体からの委託により調査等を行います。

なお、下記事業以外については、時宜に応じて理事会の承認を経て実施します。

- ・住宅月間の実施
- ・JIS (A4704、A4705、A1313) の改正作業
- ・運動型防火設備の普及方策の検討 (新規：社団法人日本火災報知機工業会との共同)

6. 協会活動に関する事業

下記の協会の公益活動を総合的に推進します。

- 1) 会員の協力による委員会を設け、新規事業を企画し、また適切な協会事業運営を推進します。
 - ・シャッター及びドアの整備手帳の企画
 - ・防犯性能のより高い製品の表示方法の検討
- 2) シャッター、ドアの安全管理のため、会員業務にかかる事故情報を把握し、その安全対策と適切な対応を講じます。

- 3) 建築、消防及び防犯にかかる行政の実効性を高めるため、それぞれの行政の運用に協力し、また提携します。
- 4) 会員及び会員と密接な関係にある業種企業との相互理解の推進のため、会員等の拡充及び交流の行事を行います。この場合、東西の支部による活動を積極的に推進します。
- 5) 会員を対象としたメール情報提供体制を確立します。
- 6) 平成20年度より実施される公益法人制度改革に向け、協会業務の整備拡充を図ります。

これらの事業の実施に当っては、従来にも増して関係する行政、学術、産業の各分野との、より充実した提携が必要であること、及び当協会会員の研鑽努力が一層求められているものであることを深く認識して取り組みます。

役員名

理事 (会長)	岩部金吾	文化シャッター株式会社 代表取締役会長
理事 (副会長)	高山俊隆	三和シャッター工業株式会社 代表取締役社長
理事 (副会長)	東田誠之	田中サッシュ工業株式会社 代表取締役社長
専務理事	野村信之	社団法人 日本シャッター・ドア協会
理事	小俣茂	小俣シャッター工業株式会社 代表取締役会長
理事	後藤忠義	株式会社日本シャッター製作所 代表取締役社長
理事	藤田和育	東洋シャッター株式会社 代表取締役社長
理事	岡陽一	東鋼シャッター株式会社 代表取締役社長
理事	梶山博俊	大和シャッター株式会社 代表取締役社長
理事	神村鉄雄	神村シャッター株式会社 代表取締役社長
理事	川村雄蔵	株式会社文明シャッター 代表取締役社長
理事	黒川利之	社団法人日本火災報知機工業会 専務理事
理事	牛頭憲治	協立サッシ株式会社 代表取締役社長
理事	佐々木知也	東工シャッター株式会社 代表取締役社長
理事	白岩二郎	トステム鈴木シャッター株式会社 代表取締役社長
理事	手島康博	株式会社手島製作所 代表取締役社長
理事	森田豊二郎	ダイワ株式会社 代表取締役社長
理事	吉田倬郎	工学院大学工学部教授
監事	佐土原健一	金剛産業株式会社 代表取締役会長
監事	浅野宏	社団法人住宅生産団体連合会 専務理事

「危害防止装置に関する Q & A 集」 (会員向け資料)を作成!

昨年 12 月 1 日の建築基準法施行令第 112 条第 14 項の改正により危害防止装置が設置が義務付けられましたが、協会ではこのほど、「危害防止装置に関する Q & A 集」(会員向け資料)を作成しました。Q & A 集は、JSDA 会員がユーザーに提案する際の基本的なポイントから、電源や蓄電池に関する項目など多少専門的な対応を含めて、計 25 項目を分かりやすくまとめています。Q & A に先だって、防火区画の法令についても簡単に説明されています。

ここでは、ダイジェスト版に抜粋して掲載しました。
この Q & A 集のお申し込みは協会まで。



防火設備の危害防止基準について

危害防止基準追加の背景とその特徴

防火設備の危害防止基準は、次のような経緯で追加されています。

平成 10 年 4 月に小学生が学校に設けられていたシャッターに挟まれて亡くなったことを踏まえて、当協会は直ちに学識者を含む委員会において危害防止策を検討してガイドラインを策定しました。以降、このガイドラインに基づく安全な製品の供給に努めてきたところ、平成 16 年 6 月に再び所沢の小学校で事故が起こり学童が大怪我をしました。また、同年 3 月に回転ドアに挟まれて就学直前の児童が死亡したこともあり、国は人の通行箇所には設けられるドア等の閉鎖設備について、安全確保の方策を検討しました。その一環として防火設備に対する危害防止を当協会のガイドラインから法律による規制へ移行させることとなり、施行令第 112 条第 14 項の共通の基準として平成 17 年 7 月 21 日に制定され、同年 12 月 1 日に係る二つの告示の変更と改正施行令の施行がなされました。

新たに追加された危害防止基準は、従来の仕様書型基準としてではなく、性能基準として定められています。衝撃によって人体が傷つかない性能である「運動エネルギー」の基準と、人が挟まれたとき押しをけることのできる性能である「閉鎖の力」の基準とにより示されています。詳しくはこの後の Q & A で内容を理解してください。

《主な Q & A》

Q1 今回の建築基準法施行令第 112 条改正のポイントはどんなものでしょうか。

A1 平成 17 年 12 月 1 日より、建築基準法施行令第 112 条第 14 項が改正・施行され、通行の用に供する全ての防火設備(面積区画及びたて穴区画、異種用途区画に使われる防火戸及び防火シャッター等を含む)は、付近を通行する人の安全確保が必要となりました。

その具体的な内容は、人の生命又は身体に重大な危害が及ぶ恐れがないことを要求性能とし、次の及びの条件を満たすものとされています。

閉鎖作動時の運動エネルギー $((1/2)MV^2)$ が 10J 以下であること

M: 防火設備の質量 (kg)

V: 防火設備の閉鎖作動時の速度 (m/s)

防火設備の質量が 15kg 以下であること。質量が 15kg を超えるものは、水平方向に閉鎖するもので閉じ力が 150N 以下であること、もしくは周囲の人と接触した場合に 5cm 以内で停止すること。

よって、防火シャッターや耐火クロス製防火・防煙

スクリーン（上部電動式、上部手動式）には危害防止機構⁽¹⁾を設置し、防火戸は上記 と の基準を満たせばよいことになります。

- 1 危害防止機構は、座板感知部、危害防止用連動中継器、自動閉鎖装置または手動閉鎖装置を組み合わせ、防火シャッター等に挟まれた人に危害が及ばないようにする仕組みです。

また、従来、会員が独自に取得した国土交通大臣認定は、今後も継続使用する場合には再認定を取得する必要があります。

Q2 耐火クロス製防火・防煙スクリーンは、建築基準法施行令第112条改正の対象になるのでしょうか。

A2 防火区画に用いる防火設備ですので、危害防止措置の対象になります。

Q3 「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関するガイドライン」では、危害防止機構として、障害物感知装置（自動閉鎖型）の付いていない防火シャッターの場合、2段降下方式⁽²⁾が載っていますが、今回の建築基準法改正後も危害防止の方法として使用できるのでしょうか。

- 2 煙感知器の信号で閉鎖後、予め設定した高さで停止し、熱感知器の信号で再降下し全閉する方式

A3 使用できません。防火シャッターの場合、周囲の人と接触した場合5センチ以内で停止する必要がありますが、2段降下方式の防火シャッターのみではその基準を守れないためです。

Q4 危害防止機構は、障害物感知装置とどんな点が違うのでしょうか。

A4 危害防止機構⁽³⁾と障害物感知装置は、共に挟まれ防止を目的とした装置ですが、危害防止機構は防火シャッター用で、障害物感知装置は管理シャッター用です。危害防止機構は非常時における挟まれ防止の安全装置で、感知器連動でシャッターが自重降下している時あるいは手動閉鎖装置でシャッターが自重降下している時に機能し、障害物がなくなると再度降下し全閉します（この場合、電源として蓄電池が必要になります）。障害物感知装置は挟まれ防止の安全装置で、

押しボタンスイッチ等でシャッターが電動降下している場合に機能し、障害物が無くなった場合の再降下は条件とされていません。

通常は管理シャッターとして使用し、非常時に防火シャッターとしても使用するものは、上記の両方の機能が必要とされます。

- 3 危害防止機構は、座板感知部、危害防止用連動中継器、自動閉鎖装置または手動閉鎖装置を組み合わせ、防火シャッター等に挟まれた人に危害が及ばないようにする仕組みです。

Q5 危害防止機構の設置が義務づけられていない防火シャッターはあるのでしょうか。

A5 あります。通行の用に供する部分に設ける場合に適用されますので、人が通らない場所に設置する場合には適用されません。具体的には、下記 ~ の場合です。

ガラススクリーンと防火シャッター等を併用してあり、かつシャッターの降下位置に人が入れない場合（ただしガラススクリーンが通路側に防火シャッターが奥側に設置され、人がシャッターに挟まれる恐れのない場合に限る）。

防火シャッター等の降下位置の手前に手すりがあり人が通行できない場合
カウンター部分に防火シャッター等を使用する場合

Q6 危害防止機構付き防火シャッターの大臣認定書はありますか。

A6 防火シャッターや開口幅5m以下の防煙シャッターは例示仕様（大臣が定めた構造方法）に適合するため、大臣認定書はありません。ただし、開口幅5mを超える防煙シャッターや耐火クロス製防火・防煙スクリーン等の例示仕様に適合しないものは、国土交通大臣認定を取得しており大臣認定書があります。

Q7 大臣認定書以外で、危害防止機構に必要な性能（運動エネルギーが10J以下、停止距離が5cm以下）に関する証明書はありますか。

A7 公的に定められた証明書はありません。

Q8 防火シャッターや耐火クロス製防火・防煙スクリーン(上部電動式、上部手動式)の座板部分に危害防止に用いられる危害防止機構座板感知部は、停電の時や手動閉鎖装置で作動した場合には作動しますか。

A8 作動します。但し、危害防止用連動中継器の蓄電池が消耗している場合は作動しませんので、定期的な蓄電池の交換を行うために、専門業者と定期点検契約を結ぶことをお勧めします。

Q9 危害防止機構にはどの部品への電源供給が必要でしょうか。

A9 連動制御器、危害防止用連動中継器、開閉機(電動の場合のみ)への電源供給が必要になります。

Q10 危害防止用連動中継器の蓄電池寿命はどのくらいですか。また、蓄電池の交換は法的に義務化されているのでしょうか。

A10 危害防止用連動中継器の蓄電池の寿命は、製造会社によって変わりますが、おおむね4年～5年程度です。また、法的には定期点検する対象とはなっていませんが、蓄電池寿命を超えた場合、正常に動作しなくなるため、定期的に交換する必要があります。なお、専門業者と定期点検契約を結ぶと、蓄電池の交換はもとより、防火設備全般も適正な状態を維持できますので、定期点検契約をお勧めします。

Q11 防火シャッターに光電センサを用いることで危害を防止することができますか。

A11 できません。防火シャッターが人と接触した場合、5センチ以内で停止する必要がありますが、光電センサの場合、感知エリア以外では作動しないためです。

Q12 改正された建築基準法施行令第112条で、防火戸(開き戸、引き戸)に義務付けられた項目は何でしょうか？

A12 従来の防火(防煙)性能に加え、危害防止措置性能が追加となりました。危害防止措置項目として、下記の

2つの要件を満たす必要があります。

運動エネルギーが10J以下であること。
閉じ力(閉鎖する力)が150N以下であること。
但し、防火戸の質量が15kg以下の場合、この項目は対象外となります。

Q13 折りたたみ戸は、吊り元側・戸先側どちらの扉も閉鎖時に安全を確保する必要があるのでしょうか。

A13 枠と、挟まれる可能性がある戸先側の扉について、安全を確保(危害防止措置)する必要があります。

Q14 潜り戸の対応はどのようにすれば良いでしょうか。

A14 潜り戸も通常の片開きの防火戸と同じ対応が必要となります。

Q15 点検用扉でも人の出入があれば危害防止措置の対象になるのでしょうか？

A15 人の通行の用に供する部分に設ける防火設備となる点検用扉であれば対象となります。

Q16 防火戸に危害防止機構を別途設置する必要はあるのでしょうか？

A16 運動エネルギーが10J以下で、水平方向に閉鎖するものは閉じ力150N以下を満足することで、危害防止機構を別途設置する必要はありません。

Q17 平成17年11月30日までに建築工事を着工した既存建物に設置された防火戸や防火シャッターも、改正建築基準法施行令に適合したものにシなくてはならないのでしょうか？

A17 既存建物には適用されません。しかし、協会としては、経年変化等を考慮しますと、安全性を確保するためには既存建物の防火シャッターについても危害防止機構を設置することをお勧めしています。

参考資料

1. 防火区画による建築規制

建築物を利用する人や建築物自体の火災時における安全確保のため、建築基準法、これを補う同法施行令及び国土交通大臣（旧建設大臣）の告示は、建築物の一定の範囲を区画して、その区画ごとに火災からの安全が一定水準以上とするよう求めています。

この区画を防火区画といい、建築物の構造や部屋の配置による面積の上限の区画（面積区画）の基準、上下の階をつなぐ階段室などのたて穴区画及び映画館と店舗とを併設した複合商業ビルの用途ごとの区画（異種用途区画）についての基準が定められています。防火区画は、耐火構造等の壁や床のほか防火性能のあるシャッターや防火戸（これを防火設備と言います）で構成すべきこと、それらの構造の基準も区画の基準と同様に施行令で定められています。

2. 防火区画の構造基準

具体的には、建築基準法施行令第112条の第1項から第13項までに規制の対象となる防火区画の種類が定められ、第14項に防火設備の構造基準が第15項と第16項に壁や床を貫通するダクト等の構造基準が定められています。シャッターと防火戸の構造基準は、第14項の中で、面積区画の場合とたて穴区画の場合とに分けて規定されています。双方共通の基準のほかに、火災時において前者には煙の発生と温度の急上昇とに対応した自動閉鎖機能の具備が、後者には煙の発生に対応した自動閉鎖機能と遮煙性能との具備が適合基準として定められています。

3. 施行令と告示の関係

しかし、施行令の基準は考え方を示すにとどまっており、直接に適不適が判断できる数値や仕様の基準は、「要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた」もの、つまり告示により定められています。これは、技術の進歩によって数値や仕様の基準が変化してきた場合に、施行令よりも柔軟に変更できる告示に具体の基準を委ねているもので、面積区画対応基準は

昭和48年建設大臣告示2563号、たて穴区画対応基準は同2564号で定めています。

4. 告示の構成

面積区画対応の告示（2563号）においては、廊下、階段等の通路に設ける潜り戸付きのものについて、火災による煙の発生に対応して自動的に閉鎖するものの基準を第1に、火災による熱の発生について定め、対応して自動的に閉鎖するものの基準を第2に定めています。さらに潜り戸の付かないものについて煙感知型を第3に熱感知型を第4に定めています。

次いでたて穴区画対応の告示（2564号）は、施行令で求めているのは火災による煙の発生に対応することですから、熱感知についての基準は定めず、潜り戸付きのもの基準を一号に、潜り戸の付かないもの基準を二号に定めています。

5. 国土交通大臣の認定

法律、施行令、規則及び告示は、規定して（書いて）あることだけで適不適が判断できるように定めます。規定している基準に合致していればそれだけで適合と判断されます。ところが、施行令においては「国土交通大臣が認定したもの」が示されています。これは、告示で規定しきれなかったものの、技術の進展を受けて実用化されたものが施行令の基準の考え方に適合している場合に短期的に適合させるための措置です。つまり規定した時点では想定（判断）できなかったものについての扱いです。したがって、国土交通大臣が告示（＝要件を満たすものとして判断）した基準に適合しているものについて同じ国土交通大臣が改めて認定（判断）することはなく、その必要も生じていません。

なお、感知器連動自動閉鎖防火設備（CAS）は、複合した防火設備であり、告示に含まれないものであることから国土交通大臣が認定をしています。今回の基準の追加に伴い、認定の対象となった仕様が加わったため、旧認定が効力を失い再認定が行われています。

栗原事務局長就任

平成18年6月1日より、大川事務局長の後任として、栗原博美事務局次長が事務局長に就任しました。



< 就任の抱負 >

協会を支えていただいている皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

シリーズ：第4回

評価方法共有の時代

東京大学大学院
新領域創成科学研究科
環境学専攻
助教授 清家 剛



1. 評価方法の重要性

計4回にわたる連載は今回が最後です。振り返れば仙台の天井落下やアスベスト問題、耐震偽装問題など、建築に関わる問題点がとりあげられた1年でした。これまでの3回の連載では、社会からの要請を待つだけでなく先手を打つこと、製品だけではなくソフトも含めた技術を売る必要があること、また環境が売りになることとそのためには正直に製品の状態を明らかにすることを述べてきました。これらは基本的には各社がそれぞれ新しい価値を見だして、それぞれの競争を行うための方向性について述べたものでした。こうした競争を行うためには、もう一つ必要なことがあります。それは、こうした新しい価値や努力を評価できる方法を確立することです。

昨年秋から騒ぎになっている耐震偽装問題でも、評価機関の役割というものがクローズアップされています。評価が正しく行われなければ、信用されないという社会になっているのです。これからの新しい価値で製品の競争を行うためには、まずこうした価値を利用者に正しく理解してもらい信用を得ることが必要です。そのためには、新しい評価方法を考えることが必要となり、それこそが業界の役割ということになるでしょう。

もちろん個別の製品には競争が必要であり、共有すべきは製品群のブランドにとどまります。しかし、昨今の事件はブランドの信用力がなくなるのはあっという間であることも示しています。ブランドは決して技術的な評価だけではなく、社会的な評価です。ですから、いわれないことでブランド力が低下するということもあるかもしれません。そうであっても、競争は技術で行うものですから、きちんとした評価方法を用意しておくこと、そして先手を打っておくことが重要なのです。

2. ものさしの共有と製品の競争

評価方法とはものさしです。ものさしがなければ、競争も出来ません。例えば環境という新しいキーワードに対して、それをきちんと評価する方法がなければ、消費者はいいものかどうか判断が出来ないからです。きちんと評価

されて、AランクだとかBランクだとかの評価があれば、環境という新しい価値を知ってもらえるのです。

ものさしとしての新しい評価システムによる積極的な評価を共有して、レベルの高いさまざまな評価が出来る業界としてのブランドを維持して、その中での競争が行われるべきだと考えます。例えば今年度重量シャッターと軽量シャッターのJISが改定になります。そのきっかけの一つは告示の改正ですが、実はJISそのものの体系が変わるというタイミングでもあります。これをJIS制度が変わるのですねと受け止めるのか、何かこれをきっかけに自分たちに有利なことはないだろうかと考えるのかで、ずいぶん方向が違ってきます。今回JISの改正をそのように行いたいという意味ではなく、一つの制度が変わることを受け身で考えるのではなく、ものさしが変わるチャンスかもしれないと積極的に考えていくべきだと、私は主張しているのです。

また、こうした仕事は協会が中心となることは当然ですが、すべてが協会主導で、と考えてしまうと、足を引っ張り合うというマイナス面も出てくるでしょう。以前ドイツで塩ビサッシのリサイクル工場を視察したときに、とても重要なテーマなのに協会が協力してこうした工場を造ろうとしたら合意できなかったので1社でつくったとの話を聞きました。この工場は、塩ビはマテリアルリサイクルが出来ますということを示して、ヨーロッパの塩ビ業界全体にとって重要な役割を果たすのですが、協会では合意できなかったのです。重要な決断でも合意が難しいことはいくらでもあります。もたもたしては先手を打てないことになります。こうした意思決定をきちんと前向きに行うことも重要となるでしょう。

3. 環境の時代に先手を打つ評価方法の確立を

先手を打つことは、自ら評価方法をつくり、それを公平なシステムとして社会の信用を勝ち取ることです。今回の耐震偽装のように、ひとたび信頼性が崩れると、仕組みを変えるのは大変です。それが他人によって作られた仕組みであれば、他人の都合で様々な場面で振り回されることになりかねません。

前回の環境に関する課題については、新しい評価システムがいくつもできつつありますし、これからも増えていくでしょう。その中で何が主流になるかと待つのではなく、自分たちの努力をアピールできる評価方法を自ら考えることが大事なのです。自分たちの作ったルールによって信用されるということが、ブランドそのものです。新しい評価方法を積極的に提案してそれらを維持することが、これからの信用されるメーカーということになるのではないのでしょうか。

新会員紹介

新たに2社の入会があり、6月19日時点で会員数が187社となりました。

株式会社上杉工業（賛助会員）

代表取締役 上杉 富治郎
 本 社 大阪府吹田市
 設 立 昭和13年4月1日
 事業内容 シャッター及び周辺機器の製造、販売
 水道並びに消防設備工事

（入会：平成18年5月理事会）

アイシン精機株式会社（第二種会員）

代表取締役 山内 康仁
 本 社 愛知県刈谷市
 設 立 昭和24年6月1日
 事業内容 自動車部品、住生活関連機器の
 製造、販売

（入会：平成18年6月理事会）

会員名変更のお知らせ

第二種会員である黒崎播磨株式会社景観材事業部のアルラックス・シャッター事業について、2006年3月31日をもって営業譲渡が行われ、4月1日より「アルラックス株式会社」として同事業が承継されることになりました。

DATA データ

シャッター

過去1年間推移

（㎡、前年比・電動化率％）

	H17.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H18.1月	2月	3月	4月	5月
重量	138,063	122,570	133,530	136,410	118,885	131,961	135,189	112,076	117,944	126,439	112,745	122,391
前年比	9.3	-2.4	9.0	-0.9	-4.0	2.4	4.8	-10.2	-6.6	-4.2	3.4	9.1
軽量	277,219	249,377	244,120	277,367	260,023	268,494	246,330	165,053	195,008	241,812	235,175	235,816
前年比	1.3	-9.1	1.4	-28.7	-31.6	-29.3	-28.4	-20.6	-12.0	-4.9	-8.5	-7.0
電動化率	25.1	25.4	25.6	24.5	25.7	25.6	26.7	25.0	26.7	25.4	23.5	26.1
グリル	7,711	7,579	9,396	7,862	9,499	9,178	9,033	6,910	8,689	8,866	7,776	7,770
前年比	-12.2	-27.7	25.7	-17.1	9.5	4.3	-10.2	3.6	16.9	5.8	-8.6	10.7
OHD	23,334	25,364	25,166	31,227	27,495	27,878	26,321	19,224	23,028	24,042	17,001	20,635
前年比	1.4	4.1	-13.6	-0.1	-18.5	-27.3	-17.5	-18.3	-12.2	-6.4	-21.1	-10.4
合計	446,327	404,890	412,212	452,866	415,902	437,511	416,873	303,263	344,669	401,159	372,697	386,612
前年比	3.4	-6.9	3.1	-20.2	-23.9	-21.3	-19.1	-16.4	-9.7	-4.6	-5.9	-2.3

出荷数量年間推移(4月～翌年3月累計)

（㎡、前年比％）

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
重量	1,676,527	1,524,206	1,707,897	1,737,110	1,775,359	1,574,810	1,286,780	1,492,832	1,097,308	1,208,205	1,328,258	1,480,370	1,494,310
前年比	-13.4	-9.1	12.1	1.7	2.2	-11.3	-18.3	16.0	-26.5	10.1	9.9	11.5	0.9
軽量	4,843,331	4,677,685	4,544,678	4,730,120	4,195,575	3,896,089	3,732,420	3,487,158	3,333,097	3,190,771	3,038,800	3,473,445	2,689,232
前年比	-8.4	-3.4	-2.8	4.1	-11.3	-7.1	-4.2	-6.6	-4.4	-4.3	-4.8	14.3	-22.6
グリル	118,814	103,601	108,744	114,051	111,020	103,457	108,042	114,744	103,625	101,043	96,616	100,736	337,541
前年比	-11.5	-12.8	5.0	4.9	-2.7	-6.8	4.4	6.2	-9.7	-2.5	-4.4	4.3	235.1
OHD	430,393	383,865	417,438	464,464	435,581	368,259	328,943	343,957	314,316	299,460	285,952	323,150	661,890
前年比	-7.0	-10.8	8.7	11.3	-6.2	-15.5	-10.7	4.6	-8.6	-4.7	-4.5	13.0	104.8
合計	7,069,065	6,689,357	6,778,757	7,045,745	6,517,535	5,942,615	5,456,185	5,438,691	4,848,346	4,799,479	4,749,626	5,377,701	5,182,973
前年比	-9.6	-5.4	1.3	3.9	-7.5	-8.8	-8.2	-0.3	-10.9	-1.0	-1.0	13.2	-3.6

ド ア

過去1年間推移

（枚、前年比％）

	H17.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H18.1月	2月	3月	4月	5月
鋼製重量ドア	57,522	50,743	49,180	54,342	49,213	56,190	48,761	50,082	52,444	61,384	46,361	46,356
前年比	23.6	21.1	7.3	10.2	2.0	24.9	-0.3	2.8	12.4	23.9	8.3	-8.7
鋼製軽量ドア	74,158	75,367	77,414	74,472	73,045	94,028	102,314	87,609	96,463	74,582	56,300	61,348
前年比	9.7	6.6	18.5	1.0	0.3	7.5	-1.2	1.1	8.9	2.4	-10.0	-4.1

出荷数量推移(年度)

（枚、前年比％）

	H15	H16	H17
鋼製重量ドア	630,028	557,553	623,432
前年比		-11.5	11.8
鋼製軽量ドア	894,050	896,529	956,026
前年比		0.3	6.6

注)「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。

・鋼製重量ドアは、ガスチャンパー、点検口を含みます。

・鋼製軽量ドアは、日本鋼製軽量ドア協議会の統計によります。

「新日鉄の高耐食性めっき鋼板」

金属の腐食に頭を抱えている方、工程省略や部材のコストダウンを模索している方、

ぜひ、ご相談ください。

SUPERDYMA[®]

スーパーダイマ

with 新日鉄, to win!

新日本製鐵
薄板事業部

スーパーダイマの詳しいご案内は
スーパーダイマホームページ URL/
<http://www.nsc.co.jp/usuita/superdyma>

お問い合わせは
E-mail
superdym@hq.nsc.co.jp

住友金属



住友金属工業株式会社

お問い合わせ先
〒104-6111 東京都中央区晴海1-18-11(トリトンスクエア)
薄板営業部 TEL:03-4416-6333 FAX:03-4416-6359
〒541-0041 大阪府中央区北浜4-5-3(住友ビル)
大阪薄板営業部 TEL:06-6220-5590 FAX:06-6220-5970

住友の環境対応型薄板製品シリーズ クロムフリー表面処理鋼板

電気亜鉛めっき鋼板

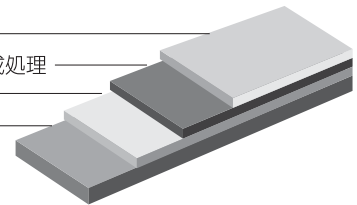
スミジंकNEOコートT1

■特長

1. 導電性と耐食性のバランスに優れた性能を有しています。
2. 耐型かじり性に優れており、金型寿命を向上させます。

被膜構成

有機被膜
クロムフリー化成処理
電気亜鉛めっき
鋼板



溶融亜鉛めっき鋼板

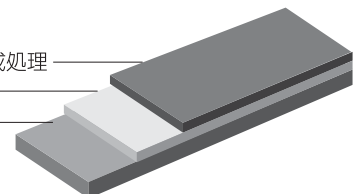
タフジंकNEOコートK

■特長

1. クロムを全く含まない特殊樹脂による新化成処理製品です。
2. 従来のクロメート処理表面処理鋼板と同等の性能を有しています。

被膜構成

クロムフリー化成処理
溶融亜鉛めっき
鋼板





ZAM



日新製鋼は、ZAMを通じて お客様の無限の可能性を拡げていきます。

詳しくはホームページをご覧ください。
www.nisshin-steel.co.jp

※ZAMとは、亜鉛-アルミニウム6%-マグネシウム3%のめっき層を持つ新しい溶融めっき鋼板です。



さまざまな形状が
ご提供可能です。



丸型鋼管



角型鋼管



溶接軽量形鋼



波板



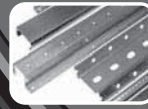
ノンスリップメタル



一般構造材軽量形鋼



特殊形鋼



プレノッチ形鋼



シャッター

用途：薄板建材全般

ZAMは、「性能」「コスト」「環境」の“トリプルメリット”。



ちょっと高くてもお買い得、ZAM。

性能

亜鉛めっき製品（当社製品名ペンタイトB）
に比べて10～20倍の耐食性、亜鉛-5%
アルミめっき製品（当社製品名ガルタイト）
と比べても5～8倍の耐食性を誇ります。

コスト

腐食環境の厳しい用途に耐え得ることから、
熱浸漬溶融亜鉛めっき（後めっき）やユニク
ロめっきの代替としてご使用いただくこと
ができ、お客様の工程省略が図れます。

環境

「少ないめっき付着量で高耐食性が得ら
れる」、「長寿命化が図れる」という観点
から、省資源対応の製品としての展開が
期待されています。

●建築基準法第37条第2号認定取得 ●日本住宅性能表示基準に従って表示すべき劣化対策等級（構造躯体等）の特別評価方法認定取得 ●建築施工技術・技術審査証明書取得 ●建設技術審査証明書取得（土木系材料）

日新製鋼株式会社

〒100-8366 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル TEL.03-3216-5166



防災用品

新商品紹介

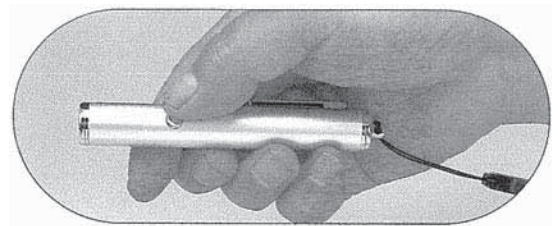


防災自動点灯ライト「てらす君」



創業
35
周年
記念

電子ホイッスル



【用途】

交通整理に携わる警察官
学校の運動会等の各種競技に
水泳場の監視人
サッカー等の審判員

観光ガイド
スポーツトレーナー
チャイラー
ガードマン

詳しくは下記へお問い合わせ下さい

(財)日本消防設備安全センター 性能評定品

消防隊専用 シャッター水圧開放装置

ニュータイプ表



J.W.K

日本ウォーターキ株式会社
(株)日本消防水圧開放装置協会

お客様相談用 ☎ 0120-003-119

〒168-0062 東京都杉並区方南 2-27-2

TEL:03-5306-5252 FAX:03-3314-0805

担当者：小原

浅草三社祭

東京都台東区にある浅草神社（旧称、三社明神社・三社権現）の例祭。

三社の名の由来は浅草寺創建の歴史に遡ります。

今から1300年以上も前、この地の猟師が隅田川で漁をしていたところ水中から観音像を釣りあげました。ありがたい像だということで大切にしてお堂に祭りました。これが浅草寺の創建の縁起ですが、観音像を釣り上げた猟師の兄弟と、像を鑑定した土地の老人をも併せて神社に祭ることとしました。これが三体の神を祭る浅草神社の由来です。

三社祭は毎年5月の下旬に催され、東京の初夏を代表する風物詩になっています。

100体もの神輿が域内を練りまわり ソイヤ ソイヤ の掛け声が天地に充満します。

（撮影：三和シャッター工業 伊藤俊美）



JSDA 会報 2006年・初夏号

発行日：2006年7月1日 通巻第19号

発行者：社団法人日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-2-3 フナトビル 4F

tel.03-3288-1281（代） / fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsd-a.or.jp>